

令和6年5月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年5月27日（月曜日）10時～10時20分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定による届出（受付番号第1－7号）

報告第2号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－8号）

報告第3号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－9号）

報告第4号 農地法第4条の規定による届出（受付番号第1－10号）

報告第5号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－11号）

3. 出席委員

○農業委員（11名）

1番 朝長 克二

2番 吉川 博美

3番 坂本 敬治

4番 小畷 栄一

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也

7番 池田 稔

8番 濱田 信

9番 渡辺 洋一

10番 水口 直喜

11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（2名）

1番 岳田 稔人

2番 溝上 直美

3番 欠席

4. 議事録署名人

2番 吉川 博美

4番 小畷 栄一

○議長 皆さんおはようございます。それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員 11名、推進委員 2名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和6年5月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、2番吉川委員、4番小畠委員を指名いたします。日程第2、報告が5件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項についてご説明いたします。まず、報告第1号ですが1ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域内農地の転用です。申請人は長崎市毛井首町〇〇の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は264㎡、市街化区域内の第3種農地です。申請人は貸駐車場として利用すべく届出を行うものです。2ページは届出書です。転用による付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要は、歩道、公道が低くなるように勾配をつけ、農地には水が流入しないようにし、農地との境界にはブロック塀を設置することとしています。

4ページは位置図です。申請地は〇〇バス停付近です。5ページは利用計画図です。11台の車がとめられる駐車場となっています。奥側は畑と接していますが、境界は12cmブロック3段とフェンスを設置し、両隣は宅地ですが境界には10cmブロック3段を設置する予定です。また、歩道側が低くなるように40cmの勾配をつける計画となっています。6ページからは現況写真です。現況は遊休農地で、奥側が畑で果樹が植えられています。

次に報告第2号ですが9ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は子々川郷〇〇の〇〇さ

ん、被相続人は同住所の父〇〇さんで3年ほど前にお亡くなりになっています。農地は子々川郷〇〇外19筆で、地目は田と畑、地積合計は18,443㎡です。権利を取得した日は令和6年4月15日、所有権移転の登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和3年12月11日の相続です。申請地は〇〇さんが農業を継続しており、農業委員会によるあっせん等の希望はありません。

次に報告第3号ですが、12ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。こちらは先ほどの報告第2号の関連です。相続人は子々川郷〇〇の〇〇さん、先ほどの〇〇さんのお姉さんです。被相続人は父の〇〇さんです。農地は子々川郷〇〇、地目は畑、地積は66㎡です。こちらも報告第2号と同様、権利を取得した日は令和6年4月15日、権利を取得した事由は令和3年12月11日の相続です。こちらも〇〇さんが農業を継続しており、農業委員会によるあっせん等の希望はありません。

次に、報告第4号ですが、14ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域内農地の転用です。申請人は西時津郷〇〇の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は19㎡、市街化区域内の第3種農地です。申請人は貸駐車場として利用すべく届出を行うものです。15ページは届出書です。転用による付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要は、付近に被害を及ぼすような農地はありません。17、18ページは位置図です。こちらも〇〇バス停付近で〇〇方面に入って左側の土地です。19ページは利用計画図です。〇〇番〇〇の土地とあわせて駐車場として利用する予定です。20ページは現況写真です。

次に報告第5号ですが、21ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人

は、日並郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は長崎市柿泊町〇〇の〇〇さん、農地は、日並郷〇〇、地目は畑、地積は143㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は宅地・庭地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。22ページは届出書です。権利を設定移転する契約内容ですが売買による所有権の移転となっておりません。転用による付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要は、付近に被害を及ぼすような農地はありません。24ページは現況写真です。こちらの土地については、平成9年に日並中央線道路拡幅に伴う代替地として町から〇〇さんに払下げが行われており、宅地として利用するため5条届出を受理しておりましたが、その後、宅地の建設が行われておらず、登記地目も農地のままとなっていました。上の写真の奥の家が今回の譲受人の〇〇さん宅ですが駐車場はありますので自由に使える庭地として利用予定とのことです。25ページは位置図ですが、申請地は〇〇付近です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上をもちまして、5月の農業委員会総会を閉会します。次回は6月25日（火）午前10時から第二庁舎3階会議室で開催します。